

「郵政改革に関する意見」の主要なポイント

1. 郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。
 - 「郵政改革法案」(仮称)の策定にあたっては、郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。特に、資金の官から民への還流による国民経済の活性化は郵政改革の根幹をなすものであり、極めて重要である。
 - 平成21年10月20日に閣議決定された郵政改革の基本方針の「郵便局ネットワークの行政拠点としての活用」については、国民負担の増大を避けるために、地域主権の観点から地方自治体と日本郵政グループ各社との自主的な契約によるべきである。
2. 資金の「官から民」への還流による国民経済の活性化が重要である。そのために、ゆうちょ銀行、かんぽ生命(「以下金融2社」という。)の完全民営化を求める。
 - 公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、イコルフットィングの要件である銀行法や保険業法を引き続き適用したうえで、金融2社の完全民営化を行うことが不可欠である。
 - ゆうちょ銀行については、金利リスク、流動性リスクの管理に細心の注意を払うべきである。このようなリスクを鑑みれば、ゆうちょ銀行の預入金残高は縮減されるべきであって、預入限度額の引き上げは認められない。
3. 郵便事業会社、郵便局会社については、透明性を確保すべきである。
 - 郵便事業のユニバーサルサービスは、その対象を信書に限定したうえで、自明のことであるが、その達成については、業務の効率化による自助努力を前提とし、安易な公的負担(税金投入)及び、金融業務からの収益補填は求めないことを基本姿勢とする。
4. 金融2社と郵便事業会社、郵便局会社は組織や収支の区分けを厳格にし、また、グループ会社のガバナンス体制を構築すべきである。
 - 日本郵政グループ各社は、通常の株式会社が行うべき事業計画の作成、経営ガバナンスの構築等を行い、仮に、その収益や資産状況が悪化した場合には、同グループの取締役は経営責任を問われるべきである。